

令和5年11月 日

御中

公益財団法人 日本生態系協会
会長 池谷奉文(いけやほうぶん)
※団体としての意見

令和6年度予算・税制等に関する要望

日頃より、国家の基盤であります自然生態系の保全・再生及び生態系サービスの確保について、御理解、また、御尽力を頂き、心より感謝申し上げます。

さて、生物多様性の減少など、わが国の自然生態系は、現在深刻な状態にあります。このことは、私たちの生存基盤を根本からゆるがすものであり、現代世代、そして将来世代の生活にも、取り返しのつかない悪影響を及ぼすものです。

昨年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議において、新たな世界目標として「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。それを受け日本は3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、2030年までに生物多様性の損失を止め反転させること（ネイチャーポジティブ）、そして、陸域と海域の30%以上を健全な生態系として効果的に保全すること（30by30）を目標として掲げました。

社会・経済の土台である生物多様性、そして自然生態系を保全・再生し、日本を持続可能な国にしていくために、令和6年度の予算・税制等に関して、次の5点を要望させていただきます。

特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

 公益財団法人
日本生態系協会
東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
TEL:03-5951-0244 FAX:03-5951-2974

1. 「関東地域におけるコウノトリ・トキを指標とした生態系ネットワーク形成」をはじめとする、全国各地の生態系ネットワーク形成の取組への支援

【国土交通省・農林水産省・環境省】

わが国は現在、様々な社会・経済上の問題に直面しています。生物多様性・自然生態系は、私たち人間の生存基盤であり、その基盤を確かなものにする生態系ネットワーク形成の取組は、多様な生態系サービスの提供を通じて、防災・減災、地方創生、それらを含むSDGsの多数の目標の達成等、地域における社会・経済上の諸問題に対する根本からの解決につながるものです。

関東地域では「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」が設立され、栃木県小山市をはじめ関東の27市町長により、生態系ネットワークの形成によるコウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりが進められています。ほかにも北海道の石狩川流域、北陸の越後平野、近畿の淀川流域、四国（四国圏、吉野川流域、四万十川流域等）、島根県・鳥取県の斐伊川流域等で同様の取組が進められています。

国土交通省・農林水産省・環境省等の関係省庁において、例えば国土交通省については河川環境整備に要する予算を国全体として回復した上での個々の地域への予算面での支援の具体化、農林水産省については日本型直接支払交付金、特に環境保全型農業直接支払交付金に関する十分な予算の確保及び地域の取組者への支援、環境省については自然共生サイトやその法制化を通じた民間の取組への様々なインセンティブの付与など、各地で進められている生態系ネットワークの形成を通じた持続可能な地域づくりの取組を、強く後押しされることを要望いたします。



関東地域では、10年以上にわたる野田市、小山市、鴻巣市をはじめとする様々な主体の協働・連携の取組の結果、関東4県にまたがる渡良瀬遊水地で、2020年から4年連続してコウノトリが繁殖し、毎年、雛が巣立っています。

昭和46年に国内野生コウノトリが絶滅し、平成17年に兵庫県立コウノトリの郷公園が野生復帰事業を開始して以降、東日本では初の繁殖記録です。

写真：(公財) 日本生態系協会



関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会

「関東地域におけるコウノトリ・トキを指標とした生態系ネットワーク形成基本計画
～コウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりを目指して～」より

2. 「学校・園庭ビオトープ」、自然環境教育等の一層の普及・推進

【文部科学省・こども家庭庁・環境省】

自然共生社会の実現に向けては、自然環境教育が基盤となる施策として非常に重要です。教育基本法は、「第2条（教育の目標）」において「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」（第4号）を掲げています。

一方、昨年（2022年）実施された内閣府の「生物多様性に関する世論調査」では、調査方法の関係から単純比較はできないものの、「自然に対する関心」が、1991年の調査開始以来、過去最低の数字となり、また、生物多様性を保全するために何をしたらよいか分からないという人が約5割との結果が示されています。自然に対する関心を喚起し、自然共生社会の実現に寄与する人材の育成に向けた取組を推進していく必要があります。

そのためには、全国の学校・園にそれに資する施設である「学校・園庭ビオトープ」を設けることが有効です。「学校・園庭ビオトープ」は、園児・児童・生徒が日中の大半の時間を過ごす学校や園に、日常的に自然と触れ合える場を設け、発達年齢に応じて例えばそこでの取組を通じて自然共生社会とは何か、どのような行動が必要かなどを体験的に学ぶ場です。

現在、環境教育等促進法に基づく基本方針の見直しが環境省において進められています。現在の基本方針については「ビオトープ」という言葉は出てきませんが、「学校・園庭ビオトープ」の言葉が出てきていません。一方、今年3月に閣議決定された新たな生物多様性国家戦略では、「学校・園庭ビオトープ」という言葉が明記されるに至っています。

新たな「環境教育等促進法基本方針」においても、「学校・園庭ビオトープ等のビオトープ」とするなど「学校・園庭ビオトープ」を明記し、そして、私どもNGO、また、各地で活躍している「こども環境管理士」や「ビオトープ管理士」とも連携しての「学校・園庭ビオトープ」の全国各地での一層の整備推進、それを活用した自然環境教育や持続可能な開発のための教育（ESD）の一層の推進をお願いいたします。



東京ゆりかご幼稚園（東京都）



所沢市立安松小学校（埼玉県）



奈良学園中学校・高等学校（奈良県）



井上幼稚園（愛知県）



甲賀市立油日小学校（滋賀県）



青森中央短期大学（青森県）



豊田市立五ヶ丘東小学校（愛知県）



栃木県立那須拓陽高等学校（栃木県）



大阪経済法科大学（大阪府）

(公財)日本生態系協会では、学校・園庭ビオトープの普及のため、1999年度から隔年で全国コンクール、発表会を開催しています。今年度、第13回目を開催（2024年2月4日、都内にて発表大会を開催予定）。写真は過去の受賞校・園の一部です。

3. ネイチャーポジティブ、30by30 目標達成のための「自然共生サイト」に係る固定資産税の減免

【財務省】

法律に基づかない任意制度として、今年度スタートした「自然共生サイト認定制度」について、環境省において法制化の検討が進められ、次期通常国会への法案提出が目指されていると聞きます。

「自然共生サイト」は、「ネイチャーポジティブ」の実現、そのための「30by30 目標」の達成に重要なサイトですが、主に民間によって生物多様性の保全が図られている場所であり、価値の維持や質の向上に一般に多大な費用、人的資源が投入されています。

このため、環境省において、本サイトの所有者・管理者を支援する仕組みとして、現在、企業等の支援者をサイトにつなげるマッチングの仕組みをはじめ様々なことが検討されているところですが、認定サイトに幅広く関係する特に土地所有者へのインセンティブとして、固定資産税の減免が考えられます。「税制全体のグリーン化」とも関係しますが、自然共生サイトを踏まえた認定制度の法制化とあわせて、国により認定されるサイトについて、固定資産税を減免とする措置の創設を要望いたします。

4. 生物多様性・自然生態系を保全・再生していくための税制全体のグリーン化の推進

【財務省】

持続可能な地域づくり・国づくりを実現していくためには、生物多様性・自然生態系を積極的に守り再生し、ネイチャーポジティブを達成していくことが必要です。

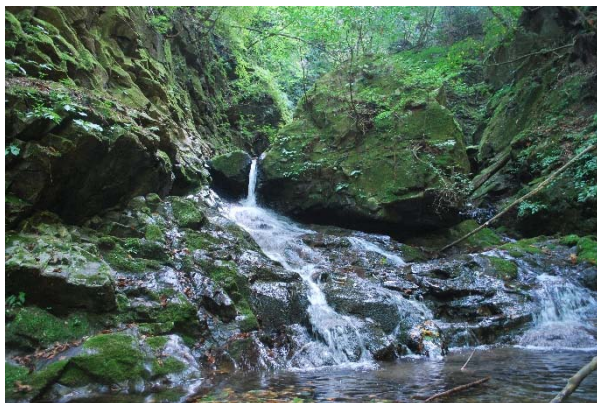
一方で、生物多様性保全上重要な土地の開発、人間の生産活動により、CO₂が大量に大気圏に排出されたことに伴う気候変動、大気汚染といった問題が起きています。生物多様性・自然生態系を維持し、持続可能な地域づくり・国づくりを実現していくためには、地球温暖化対策や大気汚染対策なども含め様々な対策を積極的に講じていくことが重要です。そのための政策ツールとして、あらゆる経済主体に影響を与えることのできる税制は非常に重要です。

例えば現在、生物多様性の保全に直接重要な役割を果たすナショナル・トラスト活動について、通常の土地と同様、固定資産税・不動産取得税・譲渡所得税が基本かかる制度になってしまっています。トラスト団体により取得した土地に対する固定資産税・不動産取得税・譲渡所得税を国として非課税・減免とする税制、また、エネルギー課税などについては環境負荷に応じた税負担となるような税制等、税制のより一層のグリーン化を要望いたします。

(公財) 埼玉県生態系保護協会の「水のトラスト」

～埼玉や東京で暮らす人々の水源地、秩父の森を買い取り守る～

(公財)日本生態系協会の会員である(公財)埼玉県生態系保護協会では、「水のトラストしよつ基金」を設置し、私たちの生存基盤である清らかな水、おいしい空気、土壌、そして多くの生きものを育む美しい森を「永遠に」保全するナショナル・トラスト活動を展開しています(埼玉県秩父市・小鹿野町・毛呂山町)。



2002年の基金立ち上げから2023年9月までに**1,710件**の寄附を集めています。

相続や利権などで所有者が次々と変わったり不明となったり、さらには外国資本による山林取得も懸念されるなか、日本ナショナル・トラスト協会とも連携し、「**市民・企業の寄附の力で**」これまでに約**1,692ha**の水源地の森を取得しています。

5. 全国各自治体におけるネイチャーポジティブ等の目標達成の後押しとしての普通交付税への自然環境行政費の位置付けの実現

【総務省・環境省】

日本は、南北に長く亜寒帯から亜熱帯までの広い気候帯を持ち、また、標高差も大きく、さらに、山や谷、川、海など多様な環境があります。確認されている生物種は約9万種で、まだ知られていないものも含めると30万種を越えると言われていています。それらの生物種も、地域により遺伝子レベルで異なっていることが少なくありません。

以上のことから、生物多様性の保全に当たっては、全国の各自治体における取組が重要です。

環境省では、現在、民間の取組促進に向けた経済的インセンティブ付与に向けた検討を行っていますが、予算・人員の不足がしばしば聞かれる全国各自治体に対するこの面での支援も重要です。

全国各自治体におけるネイチャーポジティブの実現等に向けた支援として、地方交付税の中の普通交付税の基準財政需要額の算定における自然環境行政費の位置付を実現し、全国各自治体に対し、生物多様性の現状調査、保全再生計画の策定、環境学習の推進等を促進されることを要望いたします。

全国で展開している取組

流域を中心とした協議会が設立され、生態系ネットワーク形成を進めています。

河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に向け、農家、NPO、企業、金融機関、学識者、自治体、国の関係機関などで構成された協議会が設けられています。生物多様性の重要性についての理解を深め、シンボルとなる生きものや、社会経済面での目標を定めるなど、連携して様々な取組を進めています。

3 越後平野

信濃川流域・阿賀野川流域

指標種 ▶ ガン類、ハクチョウ類、トキ

- 越後平野における生態系ネットワーク推進協議会 令和元年7月～

6 福井県全域

九頭竜川流域他

指標種 ▶ コウノトリ等

- 福井県流域環境ネットワーク協議会 平成27年10月～

7 円山川流域

指標種 ▶ コウノトリ

- コウノトリ野生復帰推進連絡協議会 平成15年7月～

9 斐伊川流域

指標種 ▶ 大型水鳥類

- 斐伊川水系生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会 平成27年4月～

11 遠賀川流域

- 遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会 平成30年8月～

10 四国圏域

吉野川・四万十川他

指標種 ▶ ツル、コウノトリ等

- 四国圏域生態系ネットワーク推進協議会 平成30年2月～
- 徳島県流域コウノトリ・ツルの舞う生態系ネットワーク推進協議会 令和3年1月～
- 四万十川流域生態系ネットワーク推進協議会 令和元年12月～

5 木曾三川流域

指標種 ▶ イタセンパラ等

- 木曾三川流域生態系ネットワーク推進協議会 平成27年1月～

8 桂川流域

指標種 ▶ 鳴く虫

- 鳴く虫がつかなく桂川流域生態系ネットワーク協議会 令和5年2月～

1 石狩川流域

指標種 ▶ タンチョウ

- タンチョウも住めるまちづくり検討協議会 平成28年9月～

2 東北全域

岩木川流域、北上川・鳴瀬川流域

指標種 ▶ 大型水鳥類等

- 東北生態系ネットワーク推進協議会 平成29年12月～
- 岩木川流域生態系ネットワーク検討委員会 令和3年1月～

4 関東地域

利根川流域・荒川流域

指標種 ▶ コウノトリ、トキ

- 関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会 平成26年2月～
- コウノトリの舞う地域づくり連絡協議会(江戸川・利根川・利根運河地域) 平成27年1月～
- 渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会 平成27年11月～
- 荒川流域エコネット地域づくり推進協議会 平成29年11月～

[行政計画等における位置づけ]

生態系ネットワークの形成は、国土形成計画(全国計画)、環境基本計画、生物多様性国家戦略、社会資本整備重点計画、国土交通省環境行動計画等に位置づけられています。また、流域治水関連法案に対する衆議院・参議院両国土交通委員会附帯決議にも位置づけられています。

国土交通省環境行動計画(令和3年12月27日)

生物多様性の保全や健全な水循環の確保に資するよう、河川を基軸とした生態系ネットワークの形成、かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出を図るとともに、地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の多様な主体による流域連携等を通じて、水と緑を活かした広域的な生態系ネットワークの取組の推進を図る。

生物多様性国家戦略2023-2030(令和5年3月31日)

湿地等の再生、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進するとともに、地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の多様な主体の連携により、河川を基軸とした生態系ネットワーク形成の取組による流域の生態系の保全・創出を推進する。